



| 目 次 | ページ |
|--|-----|
| 規 則 | |
| ◎議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則 | 1 |
| ◎高知県公務員宿舍規則の一部を改正する規則 | 1 |
| 訓 令 | |
| ◎高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令 | 1 |
| 告 示 | |
| ○保安林の指定予定の通知（8件）（治山林道課） | 4 |
| ○漁船損害等補償法による同意成立（2件）（漁業管理課） | 5 |
| ○漁船損害等補償法による付保義務消滅（2件）（ " ） | 5 |
| ○道路の区域変更（道路課） | 5 |
| ○建築基準法による道路の位置の指定（建築指導課） | 6 |
| ◎告示（指定金融機関等の名称、位置）の一部改正（会計管理課） | 6 |
| 公 告 | |
| ○土地改良区の役員の退任（農業基盤課） | 6 |
| ○土地改良区の清算人の就職（ " ） | 6 |
| 高知県公安委員会規則 | |
| ◎高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則 | 6 |
| ◎放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則 | 6 |
| ◎放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則 | 6 |
| ◎高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則 | 7 |
| 落札公告 | |
| ○落札者等の公告（警察本部会計課） | 7 |

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第61号
議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和43年高知県規則第26号）の一部を次のように改正する。

第3条中「公務又は通勤により生じた」とを「公務上の災害又は通勤による災害である」とに改める。

第4条第1項中「その災害が公務」を「その災害が公務により生じたものであるかどうか」に、「、公務」を「、公務により生じたもの」に改め、同条第2項第1号中「長の職氏名」を「職名及び氏名」に改める。

別記第1号様式中
「公務（通勤）災害発生報告書」を
「 公務災害（通勤災害）発生報告書 」
に、「公務上（通勤による）」を「公務上の（通勤による）災害」に改め、「回」を削る。

別記第2号様式中
「（実施機関の長の職・氏名）」を

「 （実施機関の職・氏名）」
に、「公務上の災害（通勤による災害）」を「公務上の（通勤による）災害」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第62号
職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当に関する条例の規定に基づく意見の聴取の手續に関する規則（平成21年高知県規則第80号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項及び第3項中「記名及び押印をしなければ」を「記名しなければ」に改める。
別記様式中「回」を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

高知県公務員宿舍規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県規則第63号
高知県公務員宿舍規則の一部を改正する規則

高知県公務員宿舍規則（昭和32年高知県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「別記第1号様式による」を削る。

第11条中「別記第2号様式による」を削る。

第16条第8号中「別記第3号様式による」を削る。

第17条第1項中「別記第4号様式による」を削り、同項ただし書中「別記第5号様式による」を削り、同条第2項中「別記第6号様式による」を削り、同条第3項中「別記第7号様式による」及び「別記第8号様式による」を削る。

第20条中「別記第9号様式による」を削る。
本則に次の1条を加える。
(様式)

第21条 この規則に規定する申請書、承認書等の様式は、知事が別に定める。
別記様式を削る。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

高知県訓令第18号
本 庁
労働委員会事務局
収用委員会事務局
各 出 先 機 関

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年10月29日
高知県知事 濱田 省司

高知県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令
高知県職員安全衛生管理規程（昭和61年8月高知県訓令第12号）の一部を次のように改正する。
別記様式を次のように改める。

別記

第1号様式（第9条関係）

衛生管理者選任報告書

年 月 日

職員安全衛生管理者 様

所属長

次のとおり報告します。

| | | |
|---------|------|------------|
| 所属 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 職員数 | 人（男 人・女 人） |
| 衛生管理者 | 職・氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日（ 歳） |
| 選任年月日 | | 年 月 日 |
| 資格取得年月日 | | 年 月 日 |
| 経歴の概要 | | |
| 参考事項 | | |

- 注 1 「経歴の概要」欄は、衛生管理者の職歴、勤務年数等を記入すること。
 2 「参考事項」欄は、新任、改任等衛生管理者の選任の事由を記入すること。
 3 衛生管理者の免許証の写しを添付すること。

第2号様式（第12条関係）

作業主任者選任報告書

年 月 日

職員安全衛生管理者 様

所属長

次のとおり報告します。

| | | |
|----------|--------------|-------------|
| 作業の名称 | | |
| 所属 | 名称 | |
| | 所在地 | |
| | 作業従事職員数 | 人 |
| 作業主任者 | 職・氏名 | |
| | 生年月日 | 年 月 日（ 歳） |
| 免許又は講習の別 | 区分 | 免許（ 級） ・ 講習 |
| | 免許証又は修了証の番号 | 第 号 |
| | 免許証又は修了証の交付者 | |
| 選任年月日 | | 年 月 日 |
| 作業設備の概要等 | | |
| 参考事項 | | |

- 注 1 この報告書は、作業の種類ごとに提出すること。
 2 「作業設備の概要等」欄は、作業設備の規模及び作業量を記入すること。

第3号様式（第14条関係）

委員選任報告書

年 月 日

職員安全衛生管理者 様

主管所属の長
又は所属長

次のとおり報告します。

| | | | |
|-------------------------|-----|----|----|
| 地区安全衛生委員会又は職場安全衛生委員会の名称 | | | |
| 所属 | 名称 | | |
| | 所在地 | | |
| | 職員数 | 人 | |
| 委員 | 職名 | 氏名 | 備考 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

- 注 1 「地区安全衛生委員会又は職場安全衛生委員会の名称」欄は、所属等の名称を付して記入すること。
- 2 「備考」欄は、安全管理者、衛生管理者又は高知県職員労働組合推薦者の区分を記入すること。

第4号様式（第22条関係）

委員会開催状況報告書

年 月 日

職員安全衛生管理者 様

主管所属の長
又は所属長

次のとおり報告します。

| | | |
|-------------------------|-------|------|
| 地区安全衛生委員会又は職場安全衛生委員会の名称 | | |
| 開催年月日 | 年 月 日 | |
| 出席委員数 | 人 | |
| 議題 | 審議状況 | 処理状況 |
| | | |

- 注 「地区安全衛生委員会又は職場安全衛生委員会の名称」欄は、所属等の名称を付して記入すること。

| | | |
|---|---|---|
| <p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">この訓令は、令和3年10月29日から施行する。</p> <p style="text-align: center;">----- 告 示 -----</p> <p>高知県告示第916号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年10月29日 高知県知事 濱田 省司</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安林予定森林の所在場所 高知市土佐山高川字川奈路338の1、字菊渡瀬347、350の1 2 指定の目的 水源の涵養 3 指定施業要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 立木の伐採の方法 <ol style="list-style-type: none"> ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字川奈路338の1・字菊渡瀬347・350の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第917号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年10月29日 高知県知事 濱田 省司</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安林予定森林の所在場所 高知市土佐山東川字藤ヶ瀧630、1686の1、字根木ノ本1668 2 指定の目的 水源の涵養 3 指定施業要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 立木の伐採の方法 <ol style="list-style-type: none"> ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字根木ノ本1668・字藤ヶ瀧1686の1（以上2筆について | <p>次の図に示す部分に限る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 <p>(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。</p> <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び高知市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第918号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年10月29日 高知県知事 濱田 省司</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安林予定森林の所在場所 室戸市室戸岬町字タヌキ山6988 2 指定の目的 土砂の流出の防備 3 指定施業要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 立木の伐採の方法 <ol style="list-style-type: none"> ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字タヌキ山6988（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び室戸市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第919号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年10月29日 高知県知事 濱田 省司</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安林予定森林の所在場所 宿毛市大島字マナカツヲ1101の1（次の図に示す部分に限る。） | <p>る。）</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 指定の目的 土砂の流出の防備 3 指定施業要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 立木の伐採の方法 <ol style="list-style-type: none"> ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字マナカツヲ1101の1（次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。 <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び宿毛市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第920号</p> <p>農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。</p> <p style="text-align: right;">令和3年10月29日 高知県知事 濱田 省司</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保安林予定森林の所在場所 香美市物部町岡ノ内字谷ノ瀬473、字入畑2368 2 指定の目的 土砂の流出の防備 3 指定施業要件 <ol style="list-style-type: none"> (1) 立木の伐採の方法 <ol style="list-style-type: none"> ア 次の森林については、主伐は、択伐による。 字谷ノ瀬473・字入畑2368（以上2筆について次の図に示す部分に限る。） イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。 ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。 エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。 (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。 <p>（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）</p> <p>高知県告示第921号</p> |
|---|---|---|

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
香美市香北町五百蔵字カゲノヒラ2309、2311
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字カゲノヒラ2309・2311（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び香美市役所に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第922号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡安田町小川字アヲギヒラ714、1412
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字アヲギヒラ714（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び安田町役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第923号

農林水産大臣から、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 保安林予定森林の所在場所
安芸郡北川村野川字滝ヶ森1436の11、1436の19
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字滝ヶ森1436の11・1436の19（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及び北川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

高知県告示第924号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

甲浦加入区

高知県告示第925号
漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第925号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項の規定により告示する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

手結加入区

高知県告示第926号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成29年10月高知県告示第689号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和3年10月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

橘浦加入区

高知県告示第927号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第3項の規定により平成29年10月高知県告示第690号で告示した次の加入区においては、同法第113条の2第1項第1号の規定により令和3年10月27日をもって当該加入区の指定漁船を普通損害保険に付すべき義務が消滅したので、同条第2項の規定により告示する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

手結加入区

高知県告示第928号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和3年10月29日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 中津公園
- 3 道路の区域

| 区 間 | 変更前後の別 | 敷地の幅員 (メートル) | 延 長 (メートル) |
|--|--------|-------------------|---------------|
| 吾川郡仁淀川町長坂 字イワザン244番1 から 吾川郡仁淀川町長坂 字イワザン246番2 まで | 前 | 6.7) 19.8 | 73 |
| | 後 | 19.5) 24.8 | |
| | | 10.1 | |

| | | | |
|-------------------------|---|--------------|----|
| 吾川郡仁淀川町長坂 字ヨシノセ235番2 | 前 | 10.6 | 21 |
| | 後 | 18.1 21.9 | 21 |

高知県告示第929号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路として次のとおり指定する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

| 地名 | 地番 | 幅員 (メートル) | 延長 (メートル) | 備考 |
|----------------------|----------|--------------|--------------|----|
| 香南市野市 町西野字ヲ ノ丸 | 1823番13 | 6.03 | 39.56 | |
| | 1823番13先 | | | |
| | 農道・水路 | 6.12 | | |
| | | 6.00 | 49.64 | |

高知県告示第930号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位置）の一部を次のように改正し、令和3年11月4日から施行する。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

別表の3 収納代理金融機関の表中
「〃 山田 〃」
を
「〃 山田かみ 〃」
に改める。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、四万十市具同第二土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

| 役名 | 氏名 | 住 所 |
|----|-------|---------------|
| 理事 | 濱田 一男 | 四万十市具同7432番地2 |
| 〃 | 橋田 和男 | 〃 〃 5822番地 |
| 〃 | 大橋 知 | 〃 森沢2686番地 |
| 〃 | 渡邊 宏 | 〃 具同8019番地上1 |

〃 植村 一茂 〃 〃 8428番地11

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、四万十市具同第二土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和3年10月29日

高知県知事 濱田 省司

| 氏名 | 住 所 |
|-------|---------------|
| 濱田 一男 | 四万十市具同7432番地2 |
| 橋田 和男 | 〃 〃 5822番地 |
| 大橋 知 | 〃 森沢2686番地 |
| 渡邊 宏 | 〃 具同8019番地上1 |
| 植村 一茂 | 〃 〃 8428番地11 |

公安委員会規則

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第14号

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成8年高知県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式（その1）中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、同様式（その1）備考2を削り、同様式（その1）備考3を同様式（その1）備考2とし、同様式（その1）備考4を同様式（その1）備考3とし、同様式（その1）備考5を同様式（その1）備考4とする。

別記第2号様式中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

別記第3号様式中「殿」を「様」に改め、「㊟」を削り、同様式備考2を削り、同様式備考3を同様式備考2とし、同様式備考4を同様式備考3とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

令和3年10月29日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第15号

放置車両確認事務の委託に関する規則の一部を改正する規則

放置車両確認事務の委託に関する規則（平成17年高知県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式表面及び別記第3号様式から別記第5号様式までの規定中「㊟」を削る。

別記第10号様式表面中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第12号様式中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第13号様式表面中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第16号様式表面中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第17号様式中「㊟」を削る。

別記第20号様式表面中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記第21号様式表面中「㊟」を削り、同様式備考を次のように改める。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年10月29日

高知県公安委員会委員長 西山 彰一

高知県公安委員会規則第16号

放置違反金の納付命令等に関する規則の一部を改正する規則

放置違反金の納付命令等に関する規則（平成18年高知県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

別記第6号様式及び別記第11号様式中
「氏名 ㊟」
を

「氏名」
に、「記入し、押印してください」を「記入してください」に改める。
別記第14号様式中「㊟」を削る。
別記第16号様式中「写真はり付け箇所」を「写真貼り付け箇所」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

~~~~~

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和3年10月29日  
高知県公安委員会委員長 西山 彰一

**高知県公安委員会規則第17号**  
**高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則の一部を改正する規則**

高知県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告に関する規則（平成19年高知県公安委員会規則第12号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中「㊟」を削り、「再調査の申請書」を「再審査の申請書」に改める。  
別記第3号様式、別記第6号様式及び別記第7号様式中「㊟」を削る。

**附 則**  
この規則は、公布の日から施行する。

-----  
**落 札 公 告**  
-----

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。  
令和3年10月29日  
高知県警察本部長 熊坂 隆

- 1 落札に係る借入物品の名称及び数量  
指紋・掌紋情報管理システム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地  
高知県警察本部警務部会計課 高知市丸ノ内二丁目4-30
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年9月6日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 J E C C 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号

- 5 随意契約に係る契約金額  
月額 5,596,800円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号に該当するため